

議決された主な議案

※10月臨時会では議員提出議案1件、市長提出議案1件、11月臨時会では市長提出議案1件、12月定例会では議員提出議案5件、市長提出議案22件の採決を行いました。下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成 一：反対 欠：欠席

会派名				鎌倉市議会議員団	鎌倉市議会議員団	日本共産党	鎌倉みらい	自由民主党	鎌倉市議会議員団	ウイジョンを考える会	鎌倉の未来	プロジェクトの会	無所属																
議員名				大石和久	西岡幸子	納所輝次	吉岡和江	武野裕子	高野洋一	池田実	前川綾子	山田直人	志田一宏	森功一	伊藤倫邦	中村聡一郎	河村琢磨	久坂くにえ	保坂令子	安立奈穂	高橋浩司	日向慎吾	千一	くりはらえりこ	竹田ゆかり	長嶋竜弘	松中健治		
議案				議決結果																									
10月臨時会	議会議案	第9号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12月定例会	議案	第79号	鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第86号	令和2年度鎌倉市一般会計補正予算(第9号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	第75号	指定管理者の指定について(鎌倉市腰越漁港)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第76号	指定管理者の指定について(鎌倉市名越やすらぎセンター、腰越なごやかセンター、教養センター、今泉さわやかセンター、玉縄すこやかセンター)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第10号	鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議会議案	第11号	国際刑事警察機構(ICPO)への台湾の加盟を支持し、日本国と台湾の犯罪予防並びに犯罪捜査について連携協力することを求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第12号	鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について	否決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第13号		選択的夫婦別姓導入に向けた民法改正について国会で早急に議論を進めることを求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第14号		住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

緊急に議会の議決を必要とする案件が生じたため、10月30日および11月24日にそれぞれ臨時会を開催しました。

10月臨時会

議員から1件の議案が、市長から1件の議案が提出されました。
主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《議員提出議案》

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事院勧告の内容を踏まえ、市議会議員の期末手当の年間支給割合を現行から0.05月引き下げ、4.5月から4.45月としようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

11月臨時会

市長から1件の議案が提出されました。
議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《市長提出議案》

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人事院勧告の内容を踏まえ、職員および特定任期付職員の期末手当支給割合を現行から0.05月引き下げようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

12月定例会

12月定例会では、議員から5件の議案が、市長から22件の議案が提出されました。
主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《議員提出議案》

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の一部を改正する条例の制定について
平成31年3月に県が制定した、神奈川県自転車安全利用の促進に関する条例において、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられたことを受け、平成24年に議員提案により制定した本市の条例で保険等への加入を努力義務としていた規定を、県条例との整合を図るため、加入を義務付けるよう改正するものです。

また、自転車の安全利用の促進に関する啓発活動の充実および施策の推進を図るため、市が交通安全対策基本法に基づき策定する交通安全計画において自転車の安全な利用の促進に関する施策を定めるもので、令和3年1月1日から施行しようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について
市が進めている市役所本庁舎移転整備計画に関し、市民の意思を明らかにする住民投票を実施するため、必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、住民投票は本庁舎の深沢地域への移転に賛成か反対か選択するものと

するほか、市長および市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない旨を規定し、令和3年2月1日から施行しようとするものです。
議会では、少数の賛成により、原案を否決しました。

《市長提出議案》

指定管理者の指定

次の2件は、指定管理者の指定をするため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。
○鎌倉市腰越漁港管理条例に定める鎌倉市腰越漁港の指定管理者を、腰越漁業協同組合に指定するもので、期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。
○鎌倉市老人福祉センター条例に定める鎌倉市名越やすらぎセンター、腰越なごやかセンター、教養センター、今泉さわやかセンター、玉縄すこやかセンターの指定管理者を、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会に指定しようとするもので、期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

補正予算

《一般会計補正予算(第9号)》

ふるさと寄附金推進事業に係る災害支援代理寄附金の追加、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う取り組みとして住宅確保給付金や公立・私立保育所の延長保育・一時預かり保育におけるマスクおよび

消毒液等の購入等に係る経費の追加、津西二丁目14番先仮設落石防護柵設置事業に係る経費などを追加しようとするもので、歳入歳出ともに2億3177万6千円を増額し、補正後の総額は846億6433万5千円となります。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

条例関係議案

鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
限られた職員数や財源の中で、組織の合理化を図りながら、本市が直面している喫緊の課題に対応するため、関連部署間の連携を強化するとともに、組織のスリム化により意思決定の迅速化を図ることなどを主な目的として、部の組織を変更するほか、会計管理者および支所の所長の職務について、級の位置づけの変更等を行うようとするものです。

主な内容は、共生条例を制定した本市が共生社会の実現を目指すことを市政の軸の一つとし、全庁的な取り組みと

横断的な調整を行う部として、部の名称を共創計画部から共生共創部に変更するほか、全ての事務を共生共創部、総務部およびまちづくり計画部に移管する行政経営部を廃止、市民生活部と防災安全部を統合し、部の名称を市民防災部に改めるもので、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

《人事案件》

人権擁護委員

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者として、次の方を法務大臣に推薦することについて、議会では多数の賛成により同意しました。
平本 恭子氏(由比ガ浜在住)
山田 隆二氏(菅田在住)
入野 裕江氏(菅田在住)
眞壁 成子氏(材木座在住)
曾根 民子氏(菅田在住)
菱田 恵子氏(小袋谷在住)
加藤 三恵子氏(由比ガ浜在住)
村上 史氏(由比ガ浜在住)

任期は、令和3年4月1日から3年間です。

可決した意見書

12月定例会では、次の意見書提出に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

- ◇国際刑事警察機構(ICPO)への台湾の加盟を支持し、日本国と台湾の犯罪予防並びに犯罪捜査について連携協力することを求める意見書
- ◇選択的夫婦別姓導入に向けた民法改正について国会で早急に議論を進めることを求める意見書
- ◇住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

可決した意見書の全文は、こちらからご覧いただけます▶

